

## (第4章) 総会運営規程

### 第1条 総則

本規程は、定款第4章の規定に基づき、総会運営に関する事項を定める。

### 第2条 総会運営委員会

1. 総会を運営するにあたり役員会を開催する。
2. 総会運営委員会は役員及び各委員会の委員によって構成する。
3. 委員の任期は、総会議事録の作成終了までとする。
4. 委員会は次の業務を行う。
  - (1) 総会の開催準備
  - (2) 会場の整理
  - (3) 資格審査及び報告
  - (4) その他総会運営に関する必要事項
5. 委員長は総会の司会を行う。

### 第3条 議長の選出

1. 当会定款の規程通り、理事長が議長となり書記及び議事録署名人を選出する。
2. 議長は会議の成立を宣言する。ただし出席者が定数に満たないときは、休憩又は散会あるいは延会を宣言する。

### 第4条 議事の進行

1. 総会の議題および議案書は7日前までに会員に通知しなければならない。
2. 議長は案件を議題とするときは、その旨を宣言する。
3. 会議で発言する場合は、議長に通知し、その指名を受けなければならない。議長が指名を受けたときは、発言に先立ち所属・氏名を明確にしなければならない。
4. 総会に議案書以外の議題がある場合には、次の各号によらなければならない。
  - (1) 提案書を総会の5日前までに事務局に送付すること。
  - (2) 修正動議は、あらかじめ文章を印刷し、理事長を通じ議長に提出しなければならない。
  - (3) 緊急の事情により、総会当日提出する場合は、その事由と要旨を理事長に届けなければならない。
  - (4) 会場において印刷物等を配る場合は、事前に議長の許可を得なければならない。
  - (5) 理事長は議長より議事進行について意見を求められた場合、発言を行うことができる。

### 第5条 採決の方法

- 1.採決を行うときは、議長はその票決に付する問題を宣言しなければならない。
- 2.採決の方法は、次の各号のひとつとする。
  - (1) 拍手
  - (2) 挙手
  - (3) 起立
- 3.票決を行った場合、議長はその結果を宣言する。

#### **第6条 補則**

- 1.この規程の施行に関し必要な規則は、理事会の議決を経てこれを定める。
- 2.この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

(附則)

1. この規程は、公益社団法人の設立の登記の日より適用する